

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年10月18日 09時35分ごろ
発生場所	福岡県糸島市岐志漁港南方沖 岐志港西防波堤灯台から真方位144°900m付近 （概位 北緯33°33.9′ 東経130°07.5′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.45m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.5kW未満、回転数毎分5,000、1気筒、ボア54mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、釣りを終えて帰航中、船外機が停止し、操縦者が、燃料タンクの燃料油がなくなっていることを認め、漂流して燃料油の補給を行った後、船外機を始動しようとしたところ、始動できなかった。</p> <p>操縦者は、原因を調査したものの特定できず、本船が風の影響で圧流されるので身の危険を感じ、オールを備えていたが、海上保安庁に救助を要請し、本船は来援した水難救済会の所属船舶によってえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、海上保安庁が船外機の点検を行った結果、点火プラグの電極部分に湿った煤が付着しているのが認められたので、操縦者が同プラグを新品と交換したところ、始動できるようになった。</p> <p>操縦者は、点火プラグの点検を定期的に行っていなかった。</p>
分析	本船は、点火プラグの点検が定期的に行われていない状態で出港して漂流中、点火プラグの電極部分に湿った煤が付着したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が点火プラグの点検が定期的に行われていない状態で出港して漂流中、点火プラグの電極部分に湿った煤が付着

	<p>したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、使用頻度等を考慮して点火プラグの点検を定期的に行い、電極部分の清掃を行うこと。・ミニボートの操縦者は、船外機が始動しない場合、まず点火プラグの電極部分の掃除を行うこと。